慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フィリピンの労働者の海外送り出し政策
Sub Title	The policies for overseas employment in the Philippines
Author	山形, 辰史
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.特別号-II (1991. 3) ,p.145- 166
JaLC DOI	10.14991/001.19910301-0145
Abstract	
Notes	矢内原勝教授退任記念論文集 : 発展途上経済 : アフリカ・ アジア
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910301-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」83巻特別号ーII（1991年3月）

フィリピンの労働者の海外送り出し政策

山　形　辰　史

1. はじめに

近年日本では外国人労働者の受け入れ論議が盛んである。その際議論のなかで，「外国人労働者受け入れは，送り出す途上国のためになる（あるいはならない）から，経済協力の一環として（は）外国人労働者を受け入れるべきである（べきではない）。」という意見が述べられることがある。

このような論争のなかで，同じ「労働者送り出し国の経済発展」という目的に対して受け入れ論，締め出し論があることからわかるように，経済発展に労働者の送り出しが大きく貢献するものなのか，あるいは，労働者送り出しは送り出し国にとって不幸な結末しかもたらさないものなのかは，今少し検討の余地があると考える。(1)

本来，送り出し国自体に活発な経済活動があり，旺盛な労働需要があれば，国内の労働者が海外に雇用先を求める必要はない。そして地元で雇用を得られれば，稼ぎ手と家族が別れて生活するという不幸を免れることはできるので，海外労働の全てのメリット，デメリットを考慮に入れても，国内で雇用を創出したほうが送り出し国の国民にとって幸福であることは，直観的に推察できる。

しかし，国内に雇用機会を生み出すことが容易であったらそもそも何も問題はない。また，日本のような労働者受け入れ国が門戸を閉ざせば，送り出し国の労働者の賃金が下がり，国内外の資本が送り出し国で生産活動を開始し，雇用機会が創出されるだろうとの考え方も理論的にあり得るが，現在受け入れ国に存在する労働需要に匹敵するほどの雇用機会を，少なくとも短・中期的に送り出し国に求められるかどうか，はなはだ疑問である。1960年代から今日まで多くの発展途上国が外資の受け入れ政策をとってきたが，それでも顕在失業や潜在失業が大きく減少したとは言えないであろう。このような経緯から考えて，送り出し国で大きな雇用機会を創出し，現在海外で働いている労働者を送り出し国内に呼び戻すことは容易ではないと考える。

もしこのような認識が正しければ，労働者の送り出し政策は次善とはいえ，必要な政策であるといえる。しかし，国民を移民としてではなく，一時的な労働者として大規模に海外へ送りだす政策をとった経験は先進国にも蓄積されておらず，戦後，トルコ，パキスタン，フィリピン等で初めて行われたといってよいだろう。どのような政策が，送り出し国（多くの場合発展途上国）の発展にと

注（1）この件に関する筆者の考察は，経済学的観点に絞って山形（1989）で行ったので参照いただきたい。

って意味があるのか，送り出しにはどのような機関が携わるべきか，また，海外の労働者を保護するにはどうしたらよいか，等々考えるべきことは数多く存在する。

フィリピンは発展途上国有数の労働者送り出し国である。労働者および移民の海外送り出しの歴史も古く，送り出しに関し多様な政策をとっている。このような点からみて，フィリピンの労働者送り出し政策を検討することは，発展途上国一般にとって望ましい送り出し政策を考える上で，非常に有用であると考えられる。そこで以下では，フィリピンの送り出し政策を整理し，その特徴を明らかにする。

以下，初めに2で，フィリピンの海外労働者移動の推移を追う。移民を含めた労働移動の態様・政策的変化を記述する。その後，データを見ながら，1975年以降の海外労働移動の変化について触れる。3では，フィリピン海外雇用庁を中心に展開されている諸政策を整理する。そして最後に4で，フィリピン労働者の海外送り出し政策から得られる含意を述べる。

2. フィリピンの海外労働移動の推移

2.1 フィリピン人海外移動概史

2.1.1 第1次石油危機までの海外移動[(2)]

1901年にアメリカがフィリピンを植民地とし，その後1906年にハワイへ初の契約労働者が雇用された。それ以前にも米領になる前のハワイでの雇用，アメリカの前の宗主国スペインの軍事雇用などあったが，それらは限定的なものと考えてよい。最初のハワイ移民は砂糖きびプランテーションに雇用された。1908年にハワイ砂糖植民者協会（Hawaii Sugar Planters' Association；HSPA）が大規模な労働者斡旋活動をフィリピンとプエルトリコで展開した。ハワイ移民の生活にはハワイの法による束縛が多く，生活がしやすかったとは決して思えないが，概してハワイ移民はハワイでの生活の将来に希望を抱いており，定住する傾向が強かったという[(3)]。また，初期の契約の条項には，フィリピン帰国の渡航費用に関し雇用者の責任が盛り込まれておらず問題になったが，これに対応して後に HSPA は，3年間の契約労働の終了後に帰国の渡航費を出すこと，衣服・医療品の支給を行うこと等を契約の条項に盛り込み，渡航費用負担の責任が明確になった。

このころから悪質な人材斡旋業者がおり労働者を食い物にしていたが，これに対する処置として1915年，当時のフィリピン政府は人材斡旋を許可制とした[(4)]。これは共和国法（Republic Act）第2486号として，①斡旋を行う個人もしくは企業は年500ペソを，斡旋活動を行った場所の県当局に納めること，②契約終了もしくは肉体的に就労が困難になった場合に無料で帰国させること，③人材斡

注（2） CIIR（1987）pp. 14-16, Sagalla（1988a）pp. 20-21，山本（1989），Tomas（1986）を参照のこと。
（3） 前掲書，前掲論文参照。
（4） Sagalla（1988a）p. 21，Sagalla（1988b）p. 28 参照。

旋の許可証取得について毎年6,000ペソを支払うこと，などが定められた。

ハワイの労働需要が減少すると，フィリピン人の多くはフィリピンに戻るか，あるいはアメリカ本土へ渡った。アメリカ本土では主として野菜や果物の収穫に従事した。しかし，1934年のフィリピン独立法（タイディングス・マクダフィー法）によりフィリピンが「コモンウェルス」となり自治政府が樹立されると，アメリカ移民法によってフィリピン人は外国人とみなされ，ハワイを含むアメリカへの移民は年50人に限定されることとなった。

戦後もアメリカ移民は制限されたが，船員として，あるいはグァム島や沖縄の復興のための建設労働者としてフィリピン人は雇用された。また，朝鮮戦争，ヴェトナム戦争の際にも建設労働者として雇用された。1950年代後半には英領北ボルネオにもフィリピン労働者が雇用され，後には5年間25,000人のフィリピン人の労働について，イギリス―フィリピン間で2国間協定が結ばれるに至った。1960年代後半にはカナダ，アメリカの移民制限が緩和された。1965年アメリカ移民法において国別の移民割当てが廃止され，フィリピン人のなかでも医者，看護婦，エンジニア，歯科医といった技術者層が多く移動した。

2.1.2　3機関体制の始まり

ヴェトナム戦争が終わると中東での建設ブームが始まった。それまで，政府の政策は民間の不法斡旋業者の規制と最低限の労働基準，送金に関するものに限定されていた。しかし，中東への労働者の流出が大量で，中東が文化的にフィリピンと大きく異なっている上，労働需要は教育水準の低いブルーカラーが中心であったこと，また，中東諸国もこのような大量の文化的背景の異なる労働者を受け入れることに慣れていなかったこともあって，雇用関係，労働者の厚生，不法斡旋業者の取り締まり等の面でさまざまな問題が沸き上がった。そこで政府は1974年，大統領令（Presidential Decree）第442号として労働法（Labor Code）を制定し，労働者の海外送り出し政策を「海外雇用開発委員会（Overseas Employment Development Board; OEDB）」，「雇用サービス局（Bureau of Employment Services; BES）」，「国家船員委員会（National Seamen Board; NSB）」の3機関体制で行うこととした。[(5)] 分担は，OEDBが，船員以外の全海外労働者の政府による斡旋を取扱い，BESがやはり船員以外の全海外労働者を対象とする斡旋業者の取締を行い，NSBは船員に関し，政府による雇用先の斡旋と斡旋業者の管理の両方を担当するというものであった。また，諸外国に配置されていたフィリピン大使館の労働担当官やその他の外交官が，情報収集などを通じて協力することとされた。

1976年イラン政府が千人単位の，技術者を中心とする労働者を雇用したのを皮切りに，OEDBを経由する労働者斡旋は増加した。この他にOEDBは政府ミッションの派遣，パプアニューギニア，

注（5）Achacoso（1987）pp.4-7，ESCAP（1987）pp.162-63，佐々木（1989b）p.4を参照。Achacoso（1987）p.5によれば，フィリピンの労働者の海外送り出し政策は，韓国の海外での請負事業の成功に刺激されたものである。なお，Tomas D. AchacosoはPOEAの長官である。

ナイジェリア，イランなどとの政府間雇用協定の締結，テヘラン，ハーグ，ジュネーヴ，ニューヨークなどへの雇用開発センターの設置などを行った。NSB は「雇用会館（Hiring Hall)」を設置し，雇用希望者の登録を行うと同時に海外の船会社にその場で面接させるなど，便宜を図った。

1974年の労働法により機構改革を行った時点では，当局は4年後の1978年までに労働者の海外雇用の斡旋を OEDB と NSB に集中させ，民間斡旋業者を徐々に排除することを計画していた。というのは，斡旋を政府の手に委ねることが，海外労働者に対する詐欺行為や不当な扱いといった問題を解決する唯一の方途と考えられたからである。しかし，中東地域の旺盛な労働需要を政府機関だけでカバーするのは困難であることが明白になり，1978年，労働法は修正され，逆に民間斡旋業を育成するよう方針転換がなされた。この背景には民間斡旋会社の認知を目的とした強力なロビー活動があったといわれている。[6] また，この時期債務負担がどんどん大きくなっており，外貨獲得の手段として海外労働者の送金に期待がかけられた。[7] 民間への機能の移譲はこのあとも続き，1980年に労働法が再び改定され，OEDB の斡旋は外国政府を顧客とするものに限定された。

2.1.3 フィリピン海外雇用庁（POEA）の設立[8]

機構改革はこれにとどまらず，1982年に上記3機関を統合するフィリピン海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration; POEA）が設立され，現在に至っている。設立の趣旨は，それまでは大きく展開されてこなかった市場調査・市場開発などを積極的に行うことであった。また，同時に予算の縮小，人員の削減も行っており，これらも統合の大きな目的の1つであったと推測される。POEA は雇用労働省（Ministry of Labor and Employment; MOLE，現在は雇用労働局 Department of Labor and Employment; DOLE）の管轄の下に設立された。また，国家経済開発庁（NEDA)，外務省，中央銀行，海外フィリピン人委員会（Commission on Filipinos Overseas）等と協力し，各種斡旋業界団体とも定期的に協議することになっている。

組織としては，POEA 長官の上に労働雇用大臣，大統領の任命による民間人1名と POEA 長官の3名で構成する管理委員会（Governing Board）を置き，最重要事項の決議を行う（付図参照)。また，民間部門の関係者で構成する顧問会議を2つ（船員雇用；sea based と船員以外の雇用；land based）設け，随時民間の意見を吸い上げる仕組みになっている。POEAは5つの部（Office）からなる。具体的には，POEA の経営管理を担当する管理サービス部と，雇用準備サービス部（Pre-employment Service Office)，厚生・雇用部（Welfare and Employment Office)，許認可・規制部（Licensing and Regulation Office)，審判部（Adjudication Office）の5つである。

1982年以降は POEA を中心に，フィリピンの労働者送り出し行政が行われた。1982年以降の政策の変化については，3で言及する。

注（6） ESCAP（1987）p. 163 を参照。
（7） モンテス（1989）p. 81 を参照。
（8） Achacoso（1987）pp. 11-13，pp. 16-18，および POEA 資料による。

2.2 1975年以降のフィリピン人海外雇用の態様

労働者の海外移動のデータには，移動する前に POEA 処理を終えた人数のデータ（渡航前届出ベース；Processed）と，移動後定着した人数のデータ（渡航後実行ベース；Deployed）の2種類がある。届出を基にしたデータには働かずに戻ってきた人数や渡航せずに死んでしまった人数などを含むので，後者の方が移動者の人数として適当なデータである。しかし前者は1975年から収集されているのに対し，後者は1984年からしか得ることができない。(9)

表1と図1によって，フィリピン労働者の海外移動の大まかな推移を見ることができる。届出ベースの移動者数は1975年の3万6千人から1980年の21万人まで5年間で約6倍に増加した。その後1983年にピークを記録して減少を始めるが，再び増加に転じ，1989年には52万人を記録している。フィリピンの失業者数は1987，88年にそれぞれ約200万人であるので，海外への労働移動者数はその約4分の1である。また，労働力の2％強にあたる。実行ベースの移動者データはおおよそ届出ベースと同じ動きをしているといってよい。

海外移動労働者は船員（sea based）とそれ以外（land based）に分けられる。1975年時点では船員の移動者数の方が多かったが，船員数がなだらかに増加したのに対し，それ以外の労働者の増加は急激であったので，今では大半が船員以外である（図2参照）。船員以外の労働者については新規雇用と再雇用を区別できる。緩やかにではあるが再雇用の割合がふえていることがわかる（表2参照）。また，新規雇用の移動労働者については斡旋者が政府であったか民間であったか区別できる。1975

表 1　海外移動労働者の内訳（渡航前届出ベース）

	移動者数			シェア（%）	
	船員以外	船　員	計	船員以外	船　員
1975	12,501	23,534	36,035	34.69	65.31
1976	19,221	28,614	47,835	40.18	59.82
1977	36,676	33,699	70,375	52.12	47.88
1978	50,961	37,280	88,241	57.75	42.25
1979	92,519	44,818	137,337	67.37	32.63
1980	157,394	57,196	214,590	73.35	26.65
1981	210,936	55,307	266,243	79.23	20.77
1982	250,115	64,169	314,284	79.58	20.42
1983	380,263	53,944	434,207	87.58	12.42
1984	371,065	54,016	425,081	87.29	12.71
1985	337,754	51,446	389,200	86.78	13.22
1986	357,687	56,774	414,461	86.30	13.70
1987	425,881	70,973	496,854	85.72	14.28
1988	381,892	95,872	477,764	79.93	20.07
1989	407,974	115,010	522,984	78.01	21.99

注：船員以外＝Land based，船員＝Sea based.
出所：POEA 資料

注（9） Sagalla（1988a）p. 22 の注3を参照。

図 1　フィリピン労働者送り出しの推移

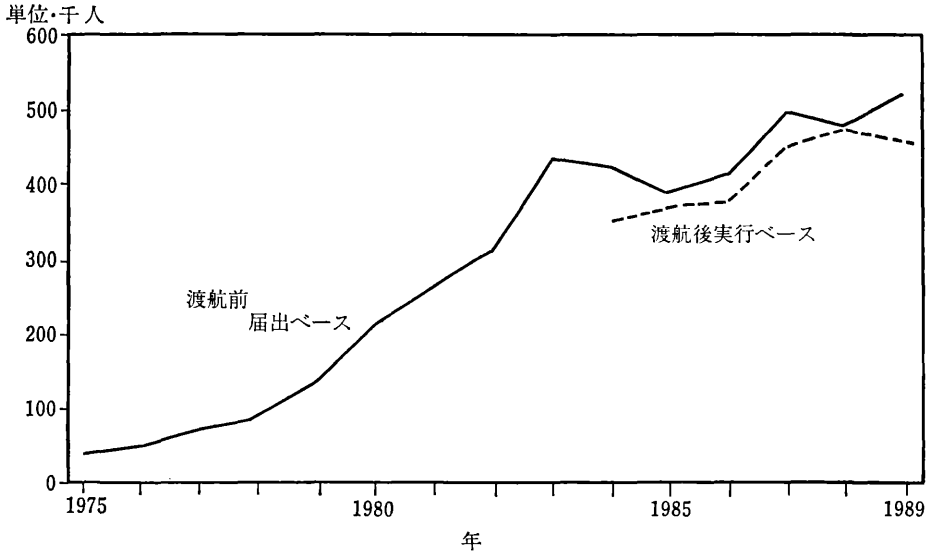

出所：POEA 資料

図 2　フィリピン労働者送り出しの推移（渡航前届出ベース）

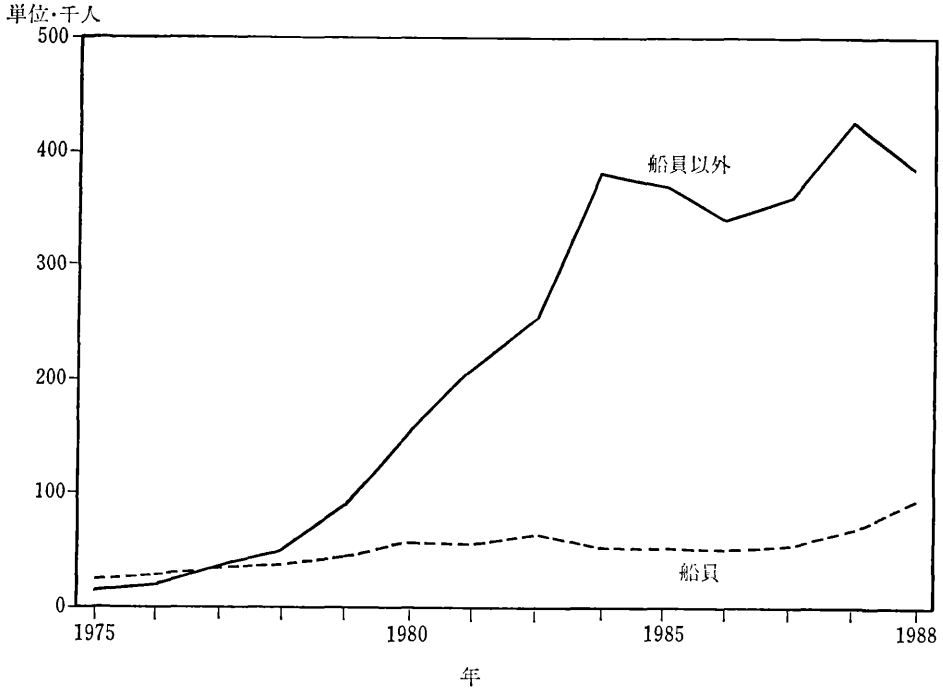

出所：POEA 資料

表 2　船員以外の移動労働者の新規雇用，再雇用別内訳
（渡航前届出ベース）　（%）

	新規雇用	再 雇 用
1983	62	38
1984	56	44
1985	54	46
1986	56	44
1987	57	43
1988	52	48
1989	46	54

出所：POEA 資料

表 3　船員以外の新規雇用移動労働者の斡旋者別内訳
（渡航前届出ベース）　（%）

	民　間	政　府
1975	52	48
1976	73	27
1977	72	28
1978	73	27
1979	81	19
1980	91	9
1981	95	5
1982	98	2
1983	97	3
1984	96	4
1985	94	6
1986	95	5
1987	95	5
1988	93	7
1989	91	9

出所：POEA 資料

図 3　移動労働者の地域別内訳（渡航前届出ベース）

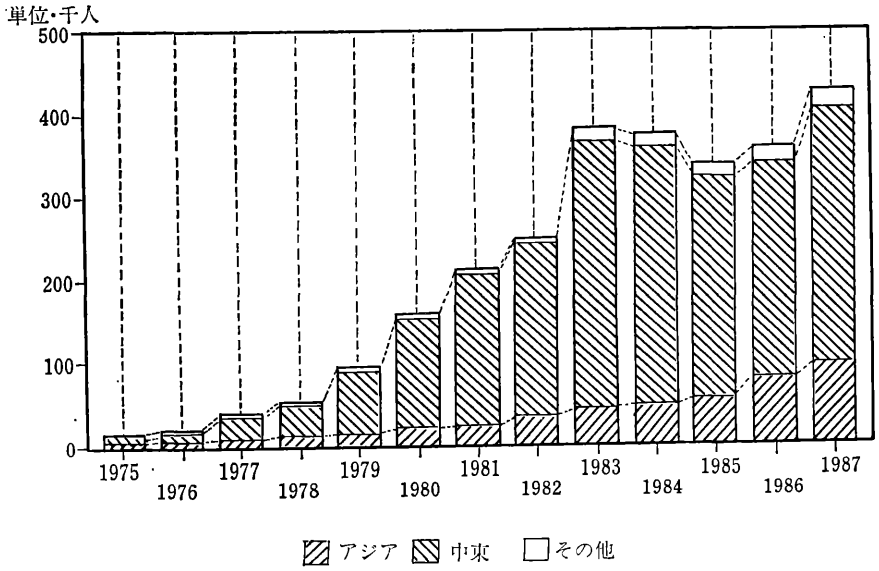

出所：National Statical Coordination Board, *1989 Philippine Statistical Yearbook.*

年から政府による斡旋は低下を続け，1980年に OEDB の斡旋活動を対政府のみに限ってからはより一層減少が進んだ（表3参照）。

図3と表4によって船員以外の移動労働者の地域別内訳を見ることができる。双方とも毎年の労働者の流れを表すフロー・データであり，その時点その時点で何人いるかを表すストック・データ

表 4　移動労働者の地域別内訳（渡航後実行ベース）

	1984	1985	1986	1987	1988	1989
中　東	250,210	253,867	236,434	272,038	267,035	211,081
アジア	38,817	52,838	72,536	90,434	92,648	86,196
ヨーロッパ	3,683	4,067	3,693	5,643	7,614	7,830
オセアニア	913	953	1,080	1,271	1,397	1,247
南北アメリカ	2,515	3,744	4,035	5,614	7,902	9,962
アフリカ	1,843	1,977	1,847	1,856	1,958	1,741
信託統治領	2,397	3,048	3,892	5,373	6,563	7,289
合　計	300,378	320,494	323,517	382,229	385,117	355,346
（シェア）						（%）
	1984	1985	1986	1987	1988	1989
中　東	83.3	79.2	73.1	71.2	69.3	67.8
アジア	12.9	16.5	22.4	23.7	24.1	24.3
ヨーロッパ	1.2	1.3	1.1	1.5	2.0	2.2
オセアニア	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
南北アメリカ	0.8	1.2	1.2	1.5	2.1	2.8
アフリカ	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
信託統治領	0.8	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1

出所：POEA 資料

ではない。届出ベースと実行ベースのデータはだいたい同じような動きをしている。届出ベースでは中東への移動が1976年からトップである。1984年85年と移動総数が減少し，その後また増加しているが，このような変動の大部分が中東への移動者数の変化に対応したものである。近年アジアへの移動が目立って増加しており，1985年以降の移動者総数の回復を下支えしている。ただし，実行ベースのデータによれば，1988，89年に再び中東への移動が減少し，アジアへの移動者も89年に減少をみている。

中東への労働移動については Amjad (1989) が送り出し国を横並びにして分析している。図4によると，近年のフィリピンはかつてのインドを上回るほどの労働者を中東に送り出していることがわかる。[(10)] また，ピークの早い遅いはあるにせよ，他の送り出し国の中東への労働が現在では減少局面にあるのに対して，フィリピンの労働移動は一様な減少でなく，表4の実行ベースのデータと照らし合わせると，だいたい横這いであることが他と異なっている。

1975年に最も多い職種は医者，看護婦，技術者などの「プロフェッショナル」であったが，76年以降は「生産労働者」が他の職種を圧倒している。ただし，家政婦，清掃作業などの「サービス従事者」が年をおって着実に増加し，87年には「生産労働者」を凌ぐほどになった。「プロフェッショナル」「エンターティナー」も年々増加している。

フィリピンの銀行を通してなされた送金の額を表6に示した。総金額はピーク時に比べて減少し

注 (10)　フィリピンのデータは渡航前届出ベースである。

図4-1 中東への労働移動(南アジア)

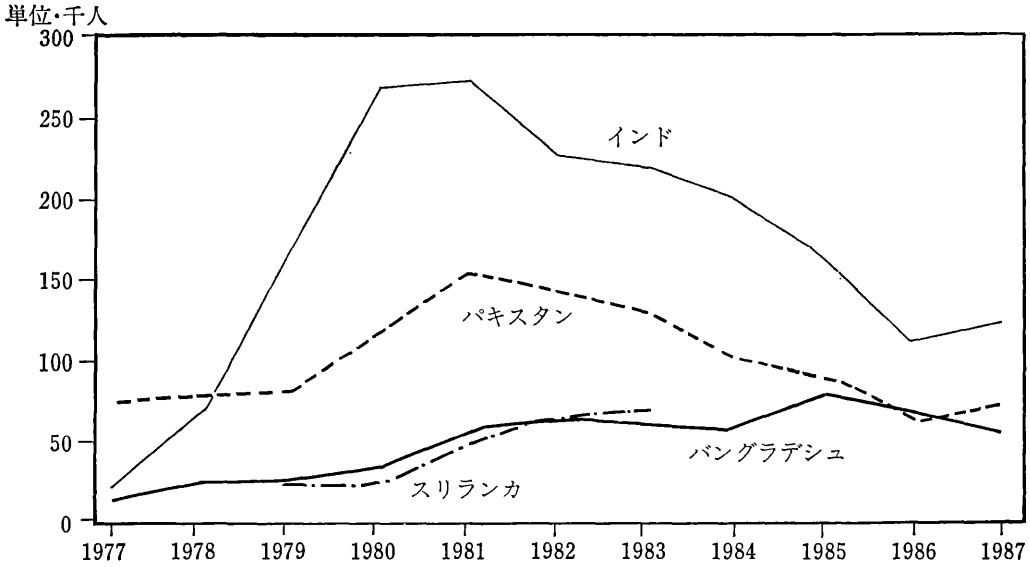

図4-2 中東への労働移動(東南アジア)

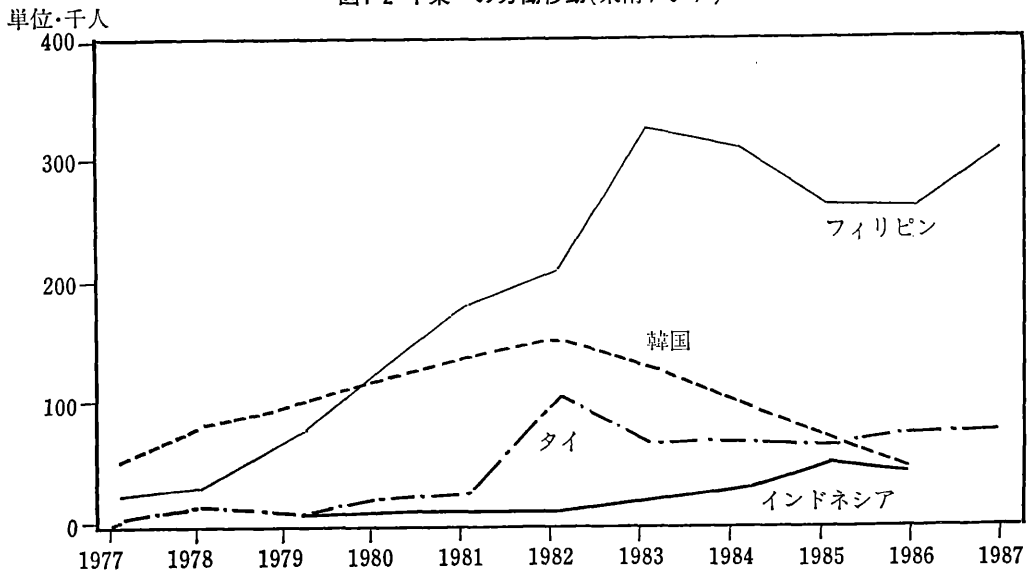

出所：フィリピン以外：Amjad (1989). Table 1.1 より。
フィリピン　：National Statistical Coordination Board, *1989 Philippine Statistical Yearbook.*

表 5　移動労働者の職種別内訳（渡般前届出ベース）

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
プロフェッショナル	4,760	2,924	2,650	5,238	9,584	11,966	12,347	15,010	39,814	51,403	57,617	60,753	74,348
エンターティナー	1,925	3,872	2,057	6,097	8,380	12,395	14,333	13,425	13,117	13,998	18,342	26,816	37,888
管理職	71	82	210	331	1,441	740	1,804	1,462	1,870	1,222	1,202	1,317	1,675
事務職	225	370	944	1,516	2,896	5,383	2,585	8,519	14,189	15,117	15,141	15,261	15,929
販売従事者	53	16	30	69	265	451	466	1,394	2,259	2,295	2,780	3,562	4,268
サービス従事者	2,747	3,893	4,576	7,910	14,089	23,442	33,109	43,248	58,151	77,564	91,381	117,127	144,542
農業労働者	118	74	123	37	186	1,581	1,322	1,158	1,641	1,578	1,217	1,557	2,690
生産労働者	2,602	7,990	26,086	29,763	55,678	101,436	144,970	165,899	249,222	207,888	150,074	131,294	144,541
合計	12,501	19,221	36,676	50,961	92,519	157,394	210,936	250,115	380,263	371,065	337,754	357,687	425,881
（シェア）													（%）
プロフェッショナル	38.08	15.21	7.23	10.28	10.36	7.60	5.85	6.00	10.47	13.85	17.06	16.98	17.46
エンターティナー	15.40	20.14	5.61	11.96	9.06	7.88	6.79	5.37	3.45	3.77	5.43	7.50	8.90
管理職	0.57	0.43	0.57	0.65	1.56	0.47	0.86	0.58	0.49	0.33	0.36	0.37	0.39
事務職	1.80	1.92	2.57	2.97	3.13	3.42	1.23	3.41	3.73	4.07	4.48	4.27	3.74
販売従事者	0.42	0.08	0.08	0.14	0.29	0.29	0.22	0.56	0.59	0.62	0.82	1.00	1.00
サービス従事者	21.97	20.25	12.48	15.52	15.23	14.89	15.70	17.29	15.29	20.90	27.06	32.75	33.94
農業労働者	0.94	0.38	0.34	0.07	0.20	1.00	0.63	0.46	0.43	0.43	0.36	0.44	0.63
生産労働者	20.81	41.57	71.13	58.40	60.18	64.45	68.73	66.33	65.54	56.02	44.43	36.71	33.94

出所：POEA 資料

図 5　移動労働者の職種別内訳（渡航前届出ベース）

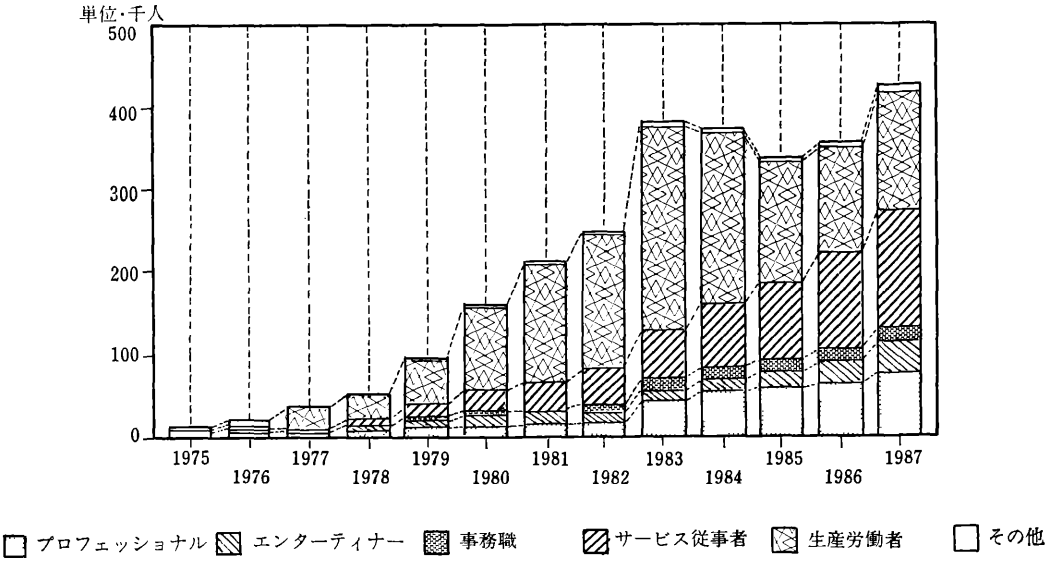

出所：POEA 資料

表 6　海外労働者の送金　（百万ＵＳドル）

年	(a) 輸　出	(b) 輸　入	(c) 貿易収支	(d) 送　金	(d)／(a)	(d)／(b)
1982	5,021	7,667	−2,646	810.48	0.16	0.11
1983	5,005	7,487	−2,482	944.45	0.19	0.13
1984	5,391	6,070	−679	658.89	0.12	0.11
1985	4,629	5,111	−482	687.20	0.15	0.13
1986	4,842	5,044	−202	680.44	0.14	0.13
1987	5,720	6,737	−1,017	791.91	0.14	0.12
1988	7,074	8,159	−1,085	856.81	0.12	0.11
1989				606.27		

注：1989年の数値は８月までの値である。
原資料：フィリピン中央銀行（POEA より入手）

たが，最近また増加の傾向にある。送金額は輸出額の12〜19%にあたる。1988年の輸出額で見ると第１位が電気・電子部品で約15億ドル，第２位が衣類で約13億ドルであるが，第３位がココナツ製品の６億ドルであるので[11]，海外労働による送金（1988年で８億ドル強）は，フィリピン第３位の輸出品に準えることができる。また，輸入額との対比で見るとその11〜13%にあたることから，フィリピン輸入に要する外貨の約５分の１を海外労働者の送金で賄っていることになる。また，表６で表した数値はフィリピンの銀行を通した送金のみであり，これ以外に友人や自分自身で持ち込む，雇用者を通して送金するなどの手段によって流入する額を含めると，表６の数字は過小評価となる。

注 (11)　National Statistical Coordination Board, *1989 Philippine Statistical Yearbook* による。

ある調査によれば，約80%の労働者が銀行システムを通して送金するとのことである。[12] なお，送金と関連の深い賃金について，1981年に，移動後の賃金が移動直前の賃金の約5倍であったとの報告がある。[13]

全体として言えるのは，①労働力に占める海外労働者の割合で見ても，外貨稼得に占める送金の割合で見てもわかるように，労働者の海外移動は国内経済に大きな影響力を持っていること，②1970年代半ば以来，移動先の中心は中東であったが，近年アジアへの移動が急増していること，③移動者の職種のグレード・アップが進んでいること，である。

3. フィリピンの労働者の海外送り出し政策

フィリピン政府の労働者の海外送り出し政策は，海外雇用促進政策，労働者保護政策，これら2つ以外の送り出し政策と外貨送金管理政策の4つに大きく分けられる。以下，これら4つの政策について記し，最後に現在の移民政策について述べる。

3.1 海外雇用促進政策[14]

3.1.1 POEA による雇用斡旋

最も直接的な雇用促進政策は POEA による雇用斡旋である。前述のように，1974年に労働法を制定した時点では，将来，民間の斡旋業者を全て排除し，当時の OEDB, NSB に雇用斡旋を一元化する計画であった。その後1978年に民間の雇用斡旋を促進するよう方針を変えた後には，OEDB による斡旋は対外国政府相手のみに限定された。その一方で，民間業者が外国政府を顧客とすることは可能であった。

現在は厚生・雇用部の中で外国政府への雇用斡旋を扱っている。また，この部では，個人的に雇用主と契約を結んだ労働者の「指名雇用 (Name Hire)」の登録手続きも行っている。指名雇用の際には雇用主に雇用契約書，健康診断書，支払済の航空券の呈示が義務づけられている。

POEA に対して労働者紹介の打診が直接来ることがあるが，その場合，雇用主が相手国の政府機関ならば同部で処理し，相手が非政府機関ならば，各斡旋業界の優良業者を紹介する制度がある。この制度は「顧客紹介システム (Client Referral Advisory System)」と呼ばれている。

同部ではこの他に，船員を含む海外雇用希望者の登録を行っている。当初は政府雇用のための登録として始まった。面接，技能評価も同時に行われる。

注 (12) ESCAP (1987) p. 63 を参照。
(13) 前掲書，pp. 98-101 および Tan & Canlas (1989) pp. 230-35 を参照。
(14) Achacoso (1987) pp. 50-68 による。

3.1.2 市場調査・市場開発・マーケティング

フィリピンでは海外労働市場のマーケケィング活動が盛んである。現在100あまりの国・地域に労働者を送り出しているが，それも市場の分散を意識した政策の成果といえよう。

市場調査については3機関時代に，New Business Unit という専門グループを OEDB の中に置き，市場調査と計画を行っていたが，計画は短期に限られ，規模も小さかった。現在の POEA では雇用準備サービス部が市場調査を担当している。

市場調査も計画も POEA の労働者斡旋のためではなく，フィリピン全体の海外雇用促進のために行われている。調査は地域ごとに分かれて行われており，各地域担当者が担当地域についてある程度の自立性を持って調査するというシステムになっている。1984年から総合市場開発5ヵ年計画が策定され，長期的観点から計画がなされるようになった。1986年からは地域的視点のみならず，労働者の持つ技術能力も考慮した計画がなされている。

調査の結果は，「市場状況報告」として毎月関係団体に配布されており，その後各団体が人材斡旋業者，請負業者に配布する仕組みになっている。これに加えて POEA の担当課では国別報告を毎年発表している。また，各受け入れ国の入国管理政策や経済関係法についても情報を収集し，分析を加え，公表している。この他に，収集したデータは希望に応じて適宜，顧客，斡旋業者双方に提供されている。

分析は主に二次資料に基づくが，POEA の各地代表部，大使館員や労働担当官からも情報収集をしている。直接的情報収集としては他に，調査使節団の派遣を行っている。メンバーは POEA を中心とする関係機関の公務員で，現地の賃金水準，開発計画，競争相手となる他の送り出し国のデータ，労働・経済関係法，雇用慣習などについてヒアリングを行う。1986年までにパプアニューギニア，サイパン，グァム，サウジアラビア，イラク，ヨルダン，シンガポール，ブルネイ，ソ連，日本，クェート，アラブ首長国連邦などの各国・地域に派遣を行った。

受け入れ国との関係づくりのための使節団派遣も行っている。これは，潜在的な受け入れ国の門戸を開放させたり，関係を強化する目的で，POEA の長官や次官クラス等が訪問する。民間団体を同行させることもあるが，その際の人選は業界団体に任せ，最終的に POEA 管理委員会議長（労働雇用大臣）が承認する。民間団体随行によってかかった費用は基本的に民間団体持ちである。1985年までにサウジアラビア，イラク，フランス，ブルネイ，アメリカ，日本などに派遣を行った。一般に使節団の派遣には費用がかさむので実施の検討は慎重になされ，POEA 管理委員会の承認が必要とされる。

受け入れ国との関係強化という意味では他に，フィリピン大使館の労働担当官の受け入れ国関係機関訪問，POEA 主催による在マニラ各国大使館員との定期会合の2つがある。双方とも，フィリピン労働者雇用の協力依頼と共に各国の情報収集が図られる。

この他に宣伝を目的とした，記者会見，記事掲載，各種パンフレットの作成，ダイレクトメールの発送なども行われている。

3.2 労働者保護政策

3.2.1 斡旋業者管理[15]

雇用者の保護のために斡旋業者は厳しく管理されている。外国にいる民間人の雇用主がフィリピンの労働者を募集する場合には，フィリピンで認可された民間の斡旋業者を通さなければならない。[16] 労働者を斡旋できる業者は4つに分類されている。具体的には，雇用代理人，サービス請負業者，建設請負業者，船員紹介業者である。1988年12月31日現在で，雇用代理人が330社，サービス請負業者が79社，建設請負業者が44社，船員紹介業者・船会社が249社，認可を受けている。雇用代理人とは，雇用主に代わって労働者を募集し，配置することを認可された業者を指す。サービス・建設の両請負業者とは，自らが海外での労働者の雇用主として，労働者を募集し，配置することを認可された業者を指す。請負業者は労働者の直接の雇用主であるので，作業現場の管理，賃金の支払い，労働者の家族への送金に責任を持つ。船員紹介業者とは公海を運航する船舶の船員の募集を認可された業者を指す。

雇用代理人は関係書類を作成し，労働者を作業現場に送るまでの費用として，最高5,000ペソを労働者から徴収することが許されている。費用の項目としては，技能試験料，健康診断料，旅券・ヴィザ手続き料，予防接種代，空港使用料，旅行税，契約書の公証費のみが含まれ得る。請負業者は自らの事業のために労働者を作業現場に送るのであるから，関係書類作成費のみ徴収することが許されている。最高額は1,500ペソである。船員紹介業者が労働者から金を徴収することは一切できない。

これら斡旋業者の許認可は POEA の許認可・規制部で行われている。斡旋業者の外貨稼得，労働者配置実績は定期的にチェックされる。船員紹介業者は年間で最低100人の労働者の送り出し実績が要請されており，これ以外の斡旋業者は200人の送り出しが求められている。請負業者，船員紹介業者には，労働者の賃金の天引き額（家族に送金するため），外貨収入などについての報告が命ぜられている。雇用代理人については，家族への送金が義務づけられていないことから，外貨収入のみ報告が求められる。

四半期ごとに，認可されている斡旋業者，認可を一時停止されている斡旋業者，認可を取り消された斡旋業者，永久に認可を認められない斡旋業者のリストが公表されている。同時に，労働者配置実績，外貨収入，経営の健全性，規則の遵守の面でそれぞれ模範業者が発表される。模範業者には，書類処理が優先的になされるなどの特典が与えられる。

3.2.1 雇用契約の妥当性，労働者の渡航の適法性の確認[17]

雇用主がフィリピン労働者を雇用したいときには，斡旋業者を通して雇用契約書その他を POEA

注 (15) 前掲論文，pp. 21-26 および POEA 資料による。
(16) 既に本人と雇用契約が済んでいる「指名雇用」(3.1.1 参照) はこのかぎりではない。
(17) Achacoso (1987) pp. 19-20, pp. 25-26, pp. 39-41 および POEA 資料による。

に提出しなければならない。これらの書類は雇用準備サービス部の中で検査され，国際的な雇用慣例およびフィリピン政府の最低労働契約基準に照らして問題がなければ承認がなされる。フィリピン政府の最低基準として，①賃金，残業手当が労働雇用局と POEA の基準を満たすこと，②フィリピンで労働者が雇用された地点から海外の作業現場までの往復の渡航手段が無料で提供されること，③作業現場での適当な宿泊施設が無料で準備され，現地で生活するのに充分な食費，生活費が与えられること，④緊急時の医療，歯科治療を完備し，無料で治療が行われること，⑤雇用関係を終了する場合には，正当な理由が存在すること，⑥労働者の家族への送金に協力すること，その他，危険地域での労働者保護と補償，労働者が作業現場で死去した場合の処置について言及されている。また，雇用主自体についても，信頼がおけるかどうか，合法的に事業を行っているかどうか，海外のフィリピン大使館などの協力を得て，確認する。

雇用契約のモデルを POEA が作成し，外国政府に提出するということも行われた。1987年時点では，イタリアのフィリピン人家政婦の雇用契約のモデルがイタリアの労働局に提出された他，サウジアラビアの労働者，中東，北マリアナ諸島，シンガポール，マレーシア，ブルネイの家政婦についてモデル契約が作成中であった。

これまでみたように，労働者が募集され，雇用契約が成立するまでに，斡旋業者，雇用契約，雇用主の妥当性について POEA によって検討がなされるが，最後にマニラ国際空港に設けられた労働者支援センター（Labor Assistance Center；LAC）で出国のチェックが行われる。LAC は POEA，中央銀行等の諸省庁の共同管理による機関である。通達（Letter of Instruction）第1320号の「雇用労働省によって適切に処理された雇用契約を持つ労働者のみが出国を許可される」という条項に基づいて，各労働者の契約書，航空券，ヴィザ，等関係書類がチェックされ，パスポートの最後のページにスタンプが押される。このような厳重な管理を行っていても，偽造パスポートや偽の書類，偽スタンプなどが横行しており，問題視されている。

3.2.3 違法行為の起訴と審判[18]

海外雇用に関わる違法行為の起訴および審判も POEA が扱っている。このために POEA では10数人の法律家を擁し，毎年1,000～2,700件もの訴訟を扱っている。問題の多くは不法解雇，賃金の不払い，違法職業斡旋，違法な手数料請求などである。斡旋業者は雇用主と連帯して責任を負うことになっている。これによって許可の停止，取り消し，永久追放になった業者は前述のリストで公表される。

1970年代半ばから始まった中東諸国への大規模な労働者移動は，中東諸国政府にとってもフィリピン政府にとっても初めての経験であったので，必要な法律，制度の整備が進まず，今もって充分であるとは言えない。また，フィリピンの斡旋業者をフィリピンの法によって起訴・審判することは可能であるが，外国の雇用主を相手にすることは困難である。連帯責任に基づいて斡旋業者に賠

注（18） 前掲論文，pp. 24-27，ESCAP（1987）pp. 162-65，佐々木（1989b）pp. 6-7 による。

償を求めても，多くの場合は斡旋業者の資本が小さく，賃金支払い要求等を満たすことはできない。究極の手段は POEA が雇用主の国で訴訟を起こすことであるが，POEA の能力にはそれほどの余裕がない。というわけで，2国間交渉により然るべき取り決めを受け入れ国と進める等の根本的解決策が必要である。

3.2.4 労働者へのサービス[19]

POEA は労働者や労働者の家族からの苦情処理も行っている。また，各国駐在の労働担当官，市民グループからも関連する報告を受けている。習慣の違い，文化の違いから問題が生じるケースもあるので，渡航する労働者には義務として出発前に，受け入れ国の労働法，文化などについてのオリエンテーションを受けさせている。POEA は，POEA を通して契約した労働者に対してオリエンテーションを行うと同時に，斡旋業者団体が開くオリエンテーションの監視を行っている。

各国駐在のフィリピン大使館の労働担当官，厚生担当官は現地で雇用されている労働者の保護にあたっているが，その数は全体の大使館員（attache）のなかの一握りでしかない。1983年3月に POEA の最初の海外拠点として「地域労働センター（Regional Labor Center; RLC)」がサウジアラビアに開設され，中東・アフリカ地域の雇用促進と労働者保護にあたることとされた。しかし，雇用関係の問題が多すぎるのに対して人手が足りないため，雇用促進にあまり力が回らない状態であるという。

国内には7つの POEA 地方事務所（Regional Extension Unit）がある。それぞれ各地方の斡旋業者の監視や，労働者が不法な募集に応じないようにするキャンペーン等，不法行為を予防するためのサービスを行っている。

この他，労働者の厚生面は「海外労働者厚生庁（Overseas Workers Welfare Administration; OWWA)」が受け持っている。OWWA は雇用主に義務づけた出資金で運営され，労働者への出稼ぎ費用の貸し付け，船員の技術訓練，労働災害にあった労働者の社会復帰援助，有事の際の帰国アレンジ等の活動を行っている。

3.3 その他の送り出し政策

3.3.1 渡航届出の迅速な処理[20]

斡旋業者が提出した契約書その他をもとに労働者の渡航書類等の処理が行われるが，この業務は1982年の通達第1217号により，ワンストップ処理センター（One-Stop Processing Center; OSPC)」に移管され，他省庁の周辺業務と合わせた迅速な処理が図られている。

注 (19) Achacoso (1987) pp. 28-32, 佐々木 (1989b) pp. 7-8, ESCAP (1987) pp. 165-66, 山本 (1989) p. 16 による。

(20) Achacoso (1987) pp. 20-21, pp. 35-38 を参照。

OSPC は POEA の渡航書類処理と外務省の旅券処理，フィリピン観光局の旅行税減免の3つの業務を統合した。OSPC は POEA が監督し，決議は関係機関による政策調整委員会で行う。これにより日に1,600～2,000人の労働者にサービスを行うことができるようになり，書類処理の期間は3週間から5日に短縮された。ただし，1984年に旅券発行システムが変わり，雇用契約がなくとも労働者に旅券が発行されるようになったため，外務省の協力の必要がなくなり，1985年に外務省のスタッフは引き上げた。

3.3.2 エンターティナーの資格認定[21]

「じゃぱゆきさん」ということばがあるように，フィリピン女性の売春は批判の的になってきた。その批判の矛先が売春側に求められるべきか買春側に求められるべきかはともかくとして，フィリピン政府も3機関体制の時代から対策に苦慮してきた。そこで1983年6月，POEA が「フィリピン・エンターティナー資格認定センター」を設立し，音楽・エンターティメント産業会議所（The Chamber of Industries in Music and Entertainment; CHIME）との協力のもとに，エンターティナーの資格試験を始めた。このセンターの資格試験に合格した者のみ，エンターティナーのヴィザで海外へ渡航できる。オーディションは歌手，バンド，ダンサーに分けて行われる。審査員はクラシックバレエ，ジャズダンス等の専門家で，不正を防止するためにオーディション当日の朝，その日の審査員として，何人かいる審査員対象者の中から3人が選ばれるという念の入れようである。ただし，資格試験に合格しても，雇用主がつかなければエンターティナーとして海外で働けない。結局のところ，資格認定制度によってエンターティナー全体の質が著しく向上したとは考えられない。旅行者としてヴィザをとり，不法就労するケースが多いからである。

3.4 外貨送金管理政策[22]

表6で見たように，外貨繰りの悪いフィリピンでは海外の労働者からの送金は重要な関心事である。フィリピン政府は1982年12月に大統領命令（Executive Order）第857号を発し，翌年2月より海外労働者に，賃金の一定割合（職種によって50～70%）を，フィリピンの銀行システムを通して家族へ送金するよう命じた。この命令によれば，まず，労働者は渡航前に同命令に同意することを誓約させられる。そして渡航後，当局が送金書類をチェックし，定められた割合の送金が行われていない場合には旅券の再発行が行われず，次の雇用契約も認められない，という罰則がつく。この制度を厳格に実行するために，旅券の有効期限は1年間に限定された。

この命令は所得の処分の自由を制限するものであり，採用された為替レートがペソの過大評価気味（送金1ドル分で家族が手にできるペソの額面は小さくなる）だったこともあって，国内およびヨーロッパ，アメリカ，香港の労働者が抗議行動を起こした。ILO も同命令に対し批判を行い，結局，

注（21） 佐々木（1989a），および Achacoso（1987）pp. 41-43 を参照。
（22） Suarez（1989），CIIR（1987）pp. 28-30，ESCAP（1987）pp. 182-83 を参照。

1985年5月に大統領命令第1021号が発せられ，第857号に含まれていた罰則の規定が取り消された。これによって，第857号自体は取り消されずに存在するものの，罰則がなくなったことから，実質上第857号は無効となった。

一方，海外の労働者が家族に送金する場合，銀行は使いにくいという批判がある。送金が非公式ルートを通じて行われたり，送金されずに海外の外貨預金にされたりすると，フィリピンの外貨準備の増加にはつながらないことになる。

実際，フィリピンの銀行は海外労働者にとって身近な存在ではない。海外労働者の大半が働いている中東には1行がバーレーンに支店を持っているだけである。外銀とコルレス契約を結んでいる銀行はたくさんあるが，海外支店はフィリピンの銀行全体で14行（アメリカ5，グアム2，ロンドン2，香港2，台北1，シンガポール1，バーレーン1）のみである。これは特に中東で，外国銀行の進出があまり好まれないせいでもある。サウジアラビアの金融機関と特別契約を結んで送金の便宜を図ってもらっている銀行もあるが，いちばん問題であるとされている，労働者へのアクセスについてはあまり改善が進んでいない。

対策がとられ始めたのは最近のことである。大手の米銀が独自のネットワークを使って1988年より，フィリピン人非居住者向けのサービスを始めた。旧西ドイツのフィリピン人労働者については，ドイツの郵便局を通してフィリピンの商業銀行の口座から送金を引き出すプログラムが計画されている。また，中央銀行の金融委員会が海外労働者厚生庁（OWWA）を中央銀行の代理とし，外貨の購入にあたらせることが決定した。

銀行による送金のもうひとつの問題は，送金が送られてから届くまでに日数がかかりすぎることである。この問題は国会でも取り上げられた。中央銀行が主要7銀行に，送金に要する日数を調べさせたところ，どんなに長くても7日間であるという回答を得た。そして，それ以上かかる場合というのは，送金者が必要事項を記入していない，あるいは送金を受け取った海外の銀行のシステムが定まっておらず，家族へ送金するための必要事項がフィリピンの銀行に適切に伝わらない場合であるという。結局のところ，フィリピンの銀行ネットワークが海外に充分広がっていないことが問題の根源と思われる。

フィリピンの銀行を経由して送金することに優遇措置をつけることも検討されている。一つの案として次のようなものが出されている。労働者が得た外貨をOWWAまたはフィリピン国立銀行(Philippine National Bank；PNB)が「労働者外貨証券」と交換し，OWWA-PNBはその外貨でもってフィリピン債務の債券を，流通市場で安値で買い取り，今度はその債券を額面価格で中央銀行に売る。この取引によりOWWA-PNBは債券の額面価格と市場価格の差額分だけ多くペソを得るので，PNBが，労働者の家族の持つ「労働者外貨証券」と引き換えに，50%増しの送金額を与えるというわけである。これはフィリピン債務の削減にもつながるが，実質的な二重為替レートになること，流通市場でのフィリピン債券価格がいつまでも充分安いとは限らないこと，「労働者外貨証券」を譲渡可能にした場合に悪用されるおそれのあることなどが問題点として挙げられ，検討が

表 7　フィリピン人移民の国別内訳　　(人)

年	アメリカ	(%)	オーストラリア	(%)	カナダ	(%)	その他	(%)	合計
1975	12,001	82.8	601	4.2	1,750	12.1	140	0.9	14,492
1976	31,098	82.5	1,035	2.7	4,968	13.2	589	1.6	37,690
1977	31,885	80.8	1,961	5.0	5,183	13.1	422	1.1	39,451
1978	27,573	71.9	2,703	7.1	7,229	18.9	840	2.2	38,345
1979	30,458	75.3	2,925	7.2	6,102	15.1	965	2.4	40,450
1980	36,455	80.1	1,632	3.6	4,713	10.4	2,700	5.9	45,500
1981	40,307	82.5	2,752	5.6	5,226	10.7	582	1.2	48,867
1982	44,437	82.4	2,931	5.4	4,898	9.1	1,687	3.1	53,953
1983	34,794	81.9	2,608	6.1	3,946	9.3	1,133	2.7	42,481
1984	34,682	83.5	2,915	7.0	2,463	5.9	1,491	3.6	41,551
1985	38,653	85.4	3,458	7.6	2,097	4.6	1,061	2.3	45,269
1986	40,650	82.4	4,374	8.9	3,206	6.5	1,108	2.2	49,338
1987	40,813	72.4	8,983	15.9	5,757	10.2	797	1.4	56,350
1988	40,128	69.1	9,341	16.1	6,608	11.4	1,989	3.4	58,066

続けられている。この他民間銀行の中には，送金に宝くじをつけるという案を出した銀行もある。

3.5 移民政策[23]

移民は海外労働者と違い，国籍を受け入れ国に移す人々である。移民の規模は年間4～6万人台で，海外労働者の10%強にあたる（表7参照）。移民については1980年に創立された「海外フィリピン人委員会（Commission on Filipinos Overseas; CFO)」が扱っている。大統領府が CFO を管轄している。

CFO は移民を奨励もせず，抑制もしていない。移民を申し出たフィリピン人に適切なサービスを行うことが CFO の趣旨である。業務としては，出発前の登録手続き，受け入れ国の社会・文化についてのセミナーの開催，フィアンセまたは配偶者として移民するフィリピン人へのカウンセリング，受け入れ国到着の3ヵ月後に移民が送ることになっている手紙の処理，調査および公共的な情報提供，等を行っている。

4. おわりに

フィリピンの海外送り出し政策の最も大きな特徴は，民間部門の力をうまく活用しているところにあるといえる。このことが，インドなどと比べて人口が少ないにも拘らず，労働者の海外移動数がこれら諸国より多い理由の一つであろう。

しかし，3機関体制のスタート時に考えられていたように，民間部門を組み入れることは反面，

注 (23)　CFO (1989) および CFO 資料による。

不法行為や詐欺，契約不履行などの問題を起こりやすくさせる。実際問題として，そのようなケースは枚挙に暇のないほど新聞等で報道されている。[24] だが，これまでみてきた POEA の斡旋業者管理から考えると，認可を受けた斡旋業者が不法行為を行うことは自殺行為に等しいことがわかる。ということは，多くの不法行為は許可を得ていない斡旋業者が行っているものと推測される。認可されている業者，認可を取り消された業者はリストにされて発表されるのであるから，海外での労働を考えている労働者は本来，そのリストを見て斡旋業者を選ぶことができるはずである。それができないのは，不法行為や不法斡旋業者についての情報，認可された業者のリスト等々が労働者に充分伝わっていないからであると思われる。旅行ヴィザで外国に入国し，認可を得ずに働くとどういうことが起こり得るのか，斡旋業者によるどういう不法行為があり得るのか，等を POEA と POEA の地方事務所などを通して，より広く労働者に理解させることが，悪質な斡旋業者の取締と同程度に重要であると考える。[25]

労働者の保護についても POEA はさまざまな対策をとっているが，海外の作業現場で起こった問題については手が届かないというのが実情のようである。これは，本質的には受け入れ国が管轄すべきであり，その方が効果的でもあると考える。[26] 2国間交渉等により，受け入れ国に外国人労働者の保護を求め続けることが必要である。

送金については，雇用主が賃金から天引きする場合にはピンはね，送金遅延等のトラブルがあり得る[27]ので，特に船員の場合難しいが，労働者が賃金全額をもらい，自分の手で送金するのが望ましい。そのためには，公式の送金システムが確立され，ネットワークが各国に行き届く必要がある。

以上，労働者の送り出しシステムがかなり整ったフィリピンでも多くの問題が残されていることがわかった。受け入れ国の協力によらなければ解決の難しい問題も多々ある。情報を行き渡らせるだけである程度の改善が進みそうな問題もある。問題の多さ，あるいは大きさの故に，海外への労働者送り出し自体を否定するのではなく，一つ一つ解決策を探り，実行していくことが，既に広く海外移動の行われているフィリピンでは，最も大切であると考える。しかしそれはフィリピン労働者の海外移動のこのような大きな流れをただ肯定するという意味ではない。労働者の海外送り出しがフィリピンの社会に与える影響についてはより一層踏み込んだ分析を行い，その評価について議論されることが必要である。また，国内での雇用機会創出のための方策を練ることも同様に重要である。

注 (24) CIIR (1987) には受け入れ国別に多数のケースが言及されている。

(25) チュラロンコン大学経済学部の Dr. Sumalee Pitayanon によれば，タイの不法児童労働は，児童を送り出す村でのキャンペーン活動，親への説得によってかなり減少したという。同様のことがフィリピンの労働者の海外移動についても期待される。

(26) たとえば日本ではアジア労働者問題懇談会 (1988) が出版されるなど，労働基準法が違法外国人労働者を含むあらゆる労働者に適用されることを，外国人労働者に伝えようという動きが民間で起こった。このような活動も重要であると考える。

(27) CIIR (1987) p. 87, pp. 108-109, p. 113 を参照。

付表　フィリピン海外雇用庁の組織図

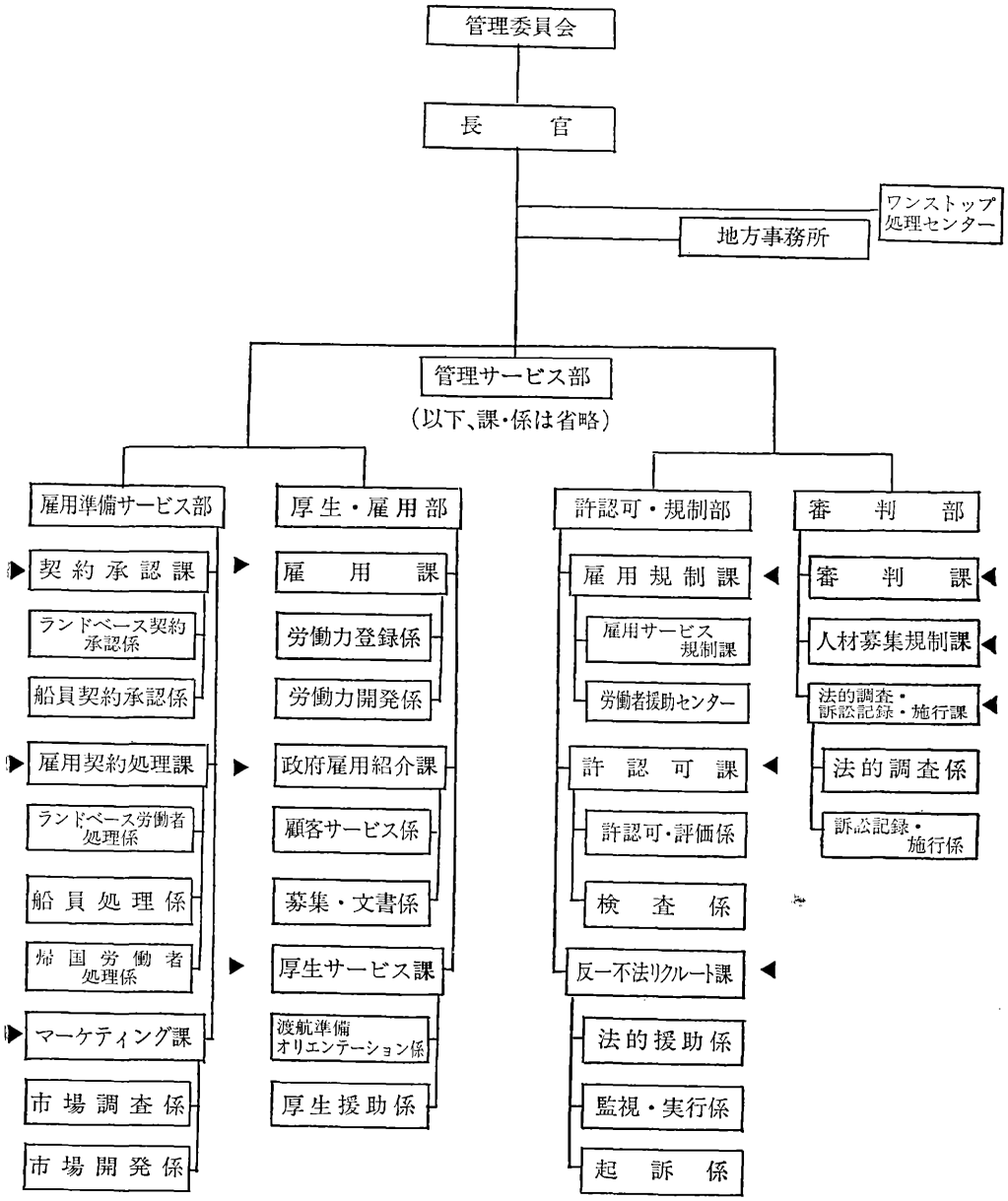

注：「部」はoffice、「課」はBranch、「係」はDivisionである。
出所：POEA資料

参 考 文 献

〔1〕 Achacoso, Tomas D. (1987) "Market Development and Organizational Change in the Field of Overseas Employment Administration: The Philippine Experience," mimeo.

〔2〕 アジア人労働者問題懇談会編 (1988)『アジア人出稼ぎ労働者手帳』明石書店。

〔3〕 Amjad, Rashid (1989) "Economic Impact of Migration to the Middle East on the Major Asian Labour Sending Countries-An Overview," in Rashid Amjad (ed.), *To the Gulf and Back, Studies on the Economic Impact of Asian Labour Migration,* ニューデリー, ILO, Asian employment Programme (ARTEP), pp. 1-27.

〔4〕 Catholic Institute for International Relations (1987) *The Labour Trade, Filipino Migrant Workers Around the World,* マニラ, KAIBIGAN & NASSA.

〔5〕 Commission on Filipinos Overseas (1989), *Annual Report '88,* CFO.

〔6〕 ESCAP (1987) *International Labour Migration and Remmittances between the Developing ESCAP Countries and Middle East: Trends, Issues and Policies,* バンコク, ESCAP.

〔7〕 モンテス, マニュエル (1989)「1970年からのフィリピンの構造調整」(M. F. モンテス; 坂井秀吉編『フィリピンの開発政策とマクロ経済展望』アジア経営研究所, 51〜100ページ)

〔8〕 Sagalla, Lambert B. (1988a) "Study on Overseas Contract Workers (Part 1)," *CB Review,* Vol. 40, No. 7, July, pp. 20-26.

〔9〕 Sagalla, Lambert B. (1988b) "Study on Overseas Contract Workers (Part 2)," *CB Review,* Vol. 40, No. 8, August, pp. 24-30.

〔10〕 佐々木聖子 (1989 a)「フィリピンからリズムにのって 外国人労働力の一大輸入国——ニッポン (東南アジア国際人流だより第13信)」(『国際人流』, 第29号, 10月, 40〜43ページ)

〔11〕 佐々木聖子 (1989 b)「世界にはばたく フィリピン人労働者 (東南アジア国際人流だより第 14 信)」(『国際人流』, 第30号, 11月, 3〜13ページ)

〔12〕 Suarez, Gregorio R. (1989) "An Assessment of the Philippine Remmittance System and Proposed Measures," *CB Review,* Vol. 41, No. 8, August, pp. 13-18.

〔13〕 Tan, Edita A. and Dante B. Canlas (1989) "Migrant's Saving Remmittance and Labour Supply Behavior: The Philippines Case," in Rashid Amjad (ed.), *To the Gulf and Back, Studies on the Economic Impact of Asian Labour Migration,* ニューデリー, ILO, Asian employment Programme (ARTEP), pp. 223-54.

〔14〕 Tomas, Patricia A. Sto. (1986) "Overseas Employment in the Philippines: a short history," *Philippine Labor Review,* Vol. 10, No. 2, July-December, pp. 1-4.

〔15〕 山形辰史 (1989)「国際労働移動の経済効果——送り出し国側の視点から」(『アジ研ニュース』No. 105, 9月, 28〜31ページ)

〔16〕 山本一巳 (1989)「フィリピン——国家と移動労働者の引き続く苦渋」(『アジ研ニュース』No. 105, 9月, 14〜16ページ)

(アジア経済研究所総合研究部)